次

目

示

告

建築基準法に基づく道路の位置指定 岐阜都市計画公園事業の認可 有害興行の指定

公 示

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定 介護保険指定介護老人福祉施設の指定 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

砂利採取法及び行政手続法による聴聞の実施

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

高山都市計画の図書の縦瞥

開発行為の工事の完了 関都市計画の図書の縦覧

岐阜県収用委員会の審理の開始

正 誤

保安林に指定する予定である旨の通知中訂正

毎週

岐 阜

県

公 報

(金曜日) 発行

第 千 四 百 + 四 号

金曜日

平成二十五年一月二十五日

告

示

築指 課

麯 福 祉 課

高

同 同

翌

四六

策 課 四六

市 地 政 策 課

指 導 課

収 **建** 用 築 員

委 会

(男女参画青少年課) 街

路公公 園課)

建

四四四

四四四

盟

同

流 政 通 課

I 業

商 商 同

整 備 課

四七

同 都

山 課 四九

治

岐阜県告示第三十八号

定により次のものを有害興行として指定した。 岐阜県青少年健全育成条例 (昭和三十五年岐阜県条例第三十七号) 第十条第一項の規

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田

指定興行

							军	繿
							画	灎
人妻セカンドパージン 私を襲って下さい	淫行フェチ 変態うねり尻	海女探偵 中出しレポート	美人捜査官 中までさわる	淫ら好き 4人でしゃぶる	熟女 ピスケベ不倫	戦争と一人の女	不倫○Lびんかん濡れ白書	題名等
櫟	4	4	櫟	櫟	4	ङ्	4	哥
ш	ا لا ا	I	胀	胀	オーピー	75/-	オーピー	徭
₩	لا	ا لا	₩	₩	רב	4	רב	会
军	軍	軍	军	军	軍		軍	竹化
헅	画	画	画	画	画	ドッグシュガームーピーズ	画	44

2 指定年月日

平成25年1月25日

ω 指定理由

平成二十五年一月二十五日

四

第2414号

平成25年1月25日

(42)

を阻害するおそれがあるものと認められる。

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

瑞穂市本田字丸竹二〇四四番四

ም 슬

□

号の一六

尋平 ○○

六

羽島郡岐南町伏屋二丁目七二番六

낕

耋

<u>=</u>;

同

Ç

껃

岐阜県告示第三十九号

公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定により岐阜都市計画

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田

同

市古橋字若宮一六〇八番四

₹.

00

≡₩ 00

号の二三元

同

云

同

市別府字堤内一ノ町四〇番四

三

<br

号の二二九

同

瑞穂市十九条字河原一二五番四

₹.

奏

号の二十九

同

三

껃

本巣市海老字道下一二九番四

☆00

四。

造

号岐 連 発 う 九

同

 $\stackrel{\bullet}{-}$

건덕

同

市同

字土海道一四四一番四

떌

壽 六

同

三 三 三

西濃建築事務所

同

市同

字同

四三四番四

땓

票 00

号の二六・

同

三

同

市同

字神田一二二八番四

尋 穴

号の二七世紀

同

三

六番四	位
八野町大字小衣斐字村之内八	!
	ト (幅 ルメ 員
九0- 二八	ル (メート ト長
〇二西 五建築 の第	指定番号
三平 一成 三 美	年指 月 日定

中濃建築事務所

位置	ト(幅 ルメ) I 員	ル (延) メート長	指定番号	年指 月 日定
一八四五番二及び一八四八番三美濃加茂市加茂野町鷹之巣字森ノ木		五一• 五五	七号の一四 中建築第三	·○ ·◎ 中成
関市神明町三丁目一番四	五 00	三四•	七号の一五 中建築第三	
同市倉知字堤内二九三番一	 00	奈 ● 0二	七号の 一六 六	-
八番四美濃加茂市加茂野町今泉字泉田八二		☆ 10	七号の一七	同三六
同 市本郷町七丁目一一四番四	☆ 00	五二七二	七号の 一八 単築 第三	同三六

都市計画事業の種類及び名称 笠松町 施行者の名称

平成二十五年一月二十五日から

Ξ

事業施行期間

岐阜都市計画公園事業 三・三・一号

笠松町運動公園

平成三十年三月三十一日まで

収用の部分 なし

使用の部分 羽島郡笠松町北及字高坪地内

岐阜県告示第四十号

年建設省令第四十号) 第十条の規定により公告する。 の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則 (昭和二十五 平成二十五年一月二十五日

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

岐阜県知事

古

田

肈

岐阜建築事務所

位

置

ル (メ --ト長

> 指 定

番 号 年指 月

日定

(43)	平成25年1月25日	岐	阜	県	公	報	第2414号

(43) 平成	25 年1月 25 日	1	岐	阜	県	公	報					第2	4 1 4	号
又は氏名事業所の名称事業	平成二十五年一月二十五日	より次のとおり公示する。 一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき同法第四十介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十条第一項の規定に基づき同法第四十	介護保険指定居宅サービス事業所の指定	公	(道路の位置を示す図面は、その位置	番二二市千旦林字馬見岩平二六〇七	一一及び三一一六番四一一及び三十一六番四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	七から同番六一まで	四中津川市中津川字細山二九一八番一	位置	東濃建築事務所	関市下有知字竹之内三三三三番九	同市大字生櫛字下野六四二番一	美濃市大字極楽寺字中屋敷一番四	関市下有知字竹之内三三三番四
第 所	4+	で指定した	指定	示	量を所管さ	☆ 00	☆ 00	[*] ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	☆ 00	ト(幅 ルメ) 員		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	兵 00	* 00	亞
の 所 在 地	岐阜県知事	にので、 同法			9る建築事務	七六• 0五	六四• 至	一四一・八八	1111-1111	ル ₍ 延)メー ト長		三 三 二	11/0-00	六三• 四一	元
の種類	古田	第七十八条第			所において桜	五号の第一〇	五号の九六	五号の八六	五号の七の七六	指定番号		七号の第二二	七号の二一中建築第三	七号の二〇	七号の 中建築 第 元
年指 月 日定	肇	同法第七十八条第一号の規定に一項の規定に基づき同法第四十			その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)		同二十三三	同三八	壽平 ☆成 二	年指 月 日定		╤平 一,∴	同三	□ 平	幸平 ・成 ・
株式会社ハク	サイス は	ホズ会社 ピ	c 合 会社 n i		:	株式会社アジ	ル	株式会社ハー	ウェルフェア	株式会社協和	サンライフ	ピス	ケ・ケアサー 株式会社ニッ		サンライフ
デイサービス	温咲南 ピス	の郷 センター 美空	おひさま	町アストレ太平		デイサービス) ;	ハちょう通りレッツ倶楽部	福わ家	デイサービス	ディサービス ピンタージョ	み野	イニッケかかショートステ	イフル羽島	イホームジョ
九八 二八	地一岐阜県関市西田原一一二番	岐阜県可児市今渡一三七五	一一六六 三 一一六六 三			ヨハ六番地七岐阜県多治見市旭ケ丘一丁		叮四丁目一九三番地岐阜県各務原市那加前洞新		岐阜県羽島市江吉良町二一	三一八番地五岐阜県羽島市下中町城屋敷		町八丁目七番地岐阜県各務原市鵜沼各務原		三一八番地五岐阜県羽島市下中町城屋敷
通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護		通所介護		通所介護		通所介護	通所介護		生活介護		生活介護
□ □ □ □ □ □ □	긆 平 ≟ 成 ∸	긆 平 ≟ 成 −	≣ 平 三 成 一	ヹ	<u>.</u>	□平 □ 成	<u>.</u>	□ 平 □ 成	三 三 -	平 成	긆 平 三 成 一		三 三 三 三 三		긆 平 ≟ 成 一

为 2 4 1 4 5	第2414号 岐阜県公報	
-------------	--------------	--

平成25**年1月**25**日** (44)

-	•	716	^					~~	٠,	. ,	-	_		'	 ,	
	会	医療法人清光			٢	株式会社ハク			野商事	有限会社 宮			ア	株式会社アジ		
	ター 巣南	訪問介護セン		津川	アサポー ト中	ラピーヌ ケ			ピス こまめ	訪問ケアサー		ひ慶の家	ーションあさ	訪問介護ステ	中津川	ケアサポート
	番地	岐阜県瑞穂市重里一九九六			九八二八	岐阜県中津川市千旦林一五		神田D二〇一	二丁目六ープリシェール東	岐阜県不破郡垂井町東神田		人ホーム 慶の家内	目八六番の七住宅型有料老	岐阜県多治見市旭ケ丘一丁		
		訪問介護				訪問介護				訪問介護				訪問介護		
	三三五	平成			三 -	平成			三 -	平成			三 三 -	平成		
	のすばる 99	動法人山と水	特定非営利活		のすばる 99	動法人山と水	特定非営利活			三会	医療法人 録		録三会	特定医療法人		レット
	のすばる 99	動法人山と水	特定非営利活		のすばる 99	動法人山と水	特定非営利活			ム更紗	有料老人ホー		ピス和	小山デイサー	٢	リハビリパレッ
		番地一	岐阜県本巣市仏生寺七〇五			番地一	岐阜県本巣市仏生寺七〇五			丁目一 八	岐阜県美濃加茂市中部台六		小山七九一	岐阜県美濃加茂市下米田町		
		用具販売	特定福祉			貸与	福祉用具		活介護	入居者生	特定施設			通所介護		

一一 三 三 三

긆平 三成 ≟ 一 三 三 三

긆平 三点 ≟

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

八条第二号の規定により次のとおり公示する。 サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十サービス事業の院法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅

平成二十五年一月二十五日

又 は 氏 名事業者の名称

事業所の名称

事業

所の

所在地

の 種 類ス

年廃

月 日止

岐阜県中津川市かやの木町

管理指導 居宅療養

一 三 三 三 三

— 七

医師会 社団法人恵那

ーション 訪問看護ステ 恵那医師会中

岐阜県知事一古 田

田筆

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

により次のとおり公示する。十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十九条第一項の規定に基づき同法第四

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古田

<u></u>

合同会社恵和	が が が が れ く 社 イ ー	事業者の名称
センター 恵和居宅介護支援	ランセンター ム土岐ケアプ アイ・ブルー	事業所の名称
六五番地の二岐阜県中津川市中津川二三	五二 岐阜県土岐市泉寺田町三	事業所の所在地
支援介護	支援居宅介護	の 種 類
큺平 ≟成	큺平 ≟成 ÷	年指 月 日定

動法人ケアパ

イサービスリハビリ型デ

地一岐阜県下呂市小川二八〇番

通所介護

平成

画· 三 美

平成25年1月25日	岐	阜	県	公	

(45)) 平	成 25 年1月 2	25日	岐	阜	県		公	報			第24	1 4 号
サンライフ	又 は 氏 名	平成二十五年	第一号の規定により次のとおり公示する。第五十三条第一項の指定介護予防サービニグ語作例が(14万万年)	入養 呆 食 去 〈 平 介護 保 険 指		サンライフ	社会福祉法人	開設者の名称		平成二十五年	規定により次のとおり公示する。十八条第一項第一号の指定介護者介護保険法(平成九年法律第1	介護保険指	株式会社成瀬
イカームジョ トステ	事業所の名称	平成二十五年一月二十五日	り次のとおり公の指定介護予防	成几年去津第5字のである。		ル羽島がヨイフ	介護老人福祉	施設の名称		平成二十五年一月二十五日	おり公示する。 号の指定介護老成九年法律第百	介護保険指定介護老人福祉施設の指定	里事業所 花の
三一八番地五岐阜県羽島市下中町城屋敷	事業所の所在地	岐阜県知事古	第一号の規定により次のとおり公示する。第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十分記伐門浴(NFナモ)経済第三十三号)第三十五条の二号一項の共気に基立さ同済	未検告(P戊1月去津育ヨニトニ書)寛ヨト5条のニ寛介護保険指定介護予防サービス事業所の指定		三一八番地五	岐阜県羽島市下中町城屋敷	施設の所在地	岐阜県知事古		規定により次のとおり公示する。十八条第一項第一号の指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十六条第一項の規定に基づき同法第四	施設の指定	八八一一八八一一十二十二九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
生活介護 短期入所 護	のサービス	田	で、同法第一	ラ 更 見 記		福祉施設	介護老人	の 種 類	Ħ		同法第九十二の規定に基づ		支援名介護
□ 平 □ 成 □ □	年指 月 日定	肇	同法第百十五条の十	こまずも司去		•	成	年指 月 日定	鞶		同法第九十三条第一号のの規定に基づき同法第四		
株式会社八ク	ピーエンドギ	株式会社ピ	c o d d n i	株式会社ナイ	ア	株式会社アジ	ル	株式会社ハー	ウェルフェア 株式会社協和	サンライフ	社会福祉法人	会療法人恵雄	ピス ケ・ケアサー
デイサービス	デイサー ビス	の郷 デイサービス	デイサービス	町アストレ太平	家あさひ慶の	- 1		ハちょう通りレッツ倶楽部	福わ家 ピス	イフル羽島	デイサービス	施設こころ	み野 イニッケかか
岐阜県中津川市千旦林一五	地一岐阜県関市西田原一一二番	岐阜県可児市今渡一三七五	一一六六 三岐阜県海津市海津町高須町	目五〇番地岐阜県多治見市太平町五丁	目八六番地七	市旭ケ丘一丁	<u> </u>	叮四丁目一九三番地岐阜県各務原市那加前洞新	二二番二岐阜県羽島市江吉良町二一	三一八番地五	岐阜県羽島市下中町城屋敷	四番一四番一〇六	町八丁目七番地岐阜県各務原市鵜沼各務原
介護予防	通所介護 介護 防	通所介護 介護 予防	通所介護 介護 務防	通所介護 所介護 防	通所介護	介護予防	j	通新介護 介護予防	通所介護 介護 防	通所介護	介護予防	ビリテー 介護予防	生短期介護 介護 所防
平 成	긆 三 一	긆 平 ≟ 成 一	긆 平 三 成 一	三 三 元 一		平成	i 3	売 平	긆 三 成 一	- -	平 成 -	긆 平 ≟ 成 ー	긆 三 盖

第2414号		岐阜	県	公	報	平成25年1月2	25 日 (46)
動林 医牡	マ章	同介法護介		۵ آج	L ##	取 左	ア株 ト
動法人ケアパ 医師会 を師会 を が 表 人 を ア パ 活	マは氏名 事業所の名称事業者の名称 事業者の名称	第百十五条の議保険法(平	介護保険指	会療法人清光	株式会社八ク	野商事	ド 株式会社アジ
リハビリ型デ リハビリ型デ イサービス イサービス	事業所の名称	十第二号の規定事業者から当該成九年法律第百	定介護予防サー	ター巣南	津川 アサポート中 ラピーヌ ケ	び、こまめい。	シ問 津アラ
地一 一七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	事業所の所在地岐阜県知事古	同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定に基づき指定	介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止	番地岐阜県瑞穂市重里一九九六	九八(二八)	神田D二〇一神田D二〇一で見来では単県不破郡垂井町東神田人が一仏の屋の家内	の治 八
通介 療予防 所護 介護防	のサ 種ピ 類ス	廃止の届出る 二項の規定		訪問 問 行 護 防	訪問介護 介護 予防	訪 介護 介護 護防	訪 介 通 所介
一 	年廃 月 日止	かあったので、		긆 ≟ 蒙	긆 平 ≟ 成 ∸	긆	
砂 住 名 聴 利 所 報 間 類 所 報 間 者 取 岐 有	二 一 場 日 平成二十五年 岐 平	規則 (平成六年岐五年法律第八十八	砂利採取法	のすばる99	寺 のすばる のすばる 99 31 31 31 31 31 31 31 31 31	三 医療法人	法
● The state of	場所 岐阜市薮田菊二丁目一番日 時 平成二十五年二月六日 平成二十五年二月六日 平成二十五日	阜県規則第八十 年法律	及び行政手続法	かなばる99	寺記 ののすばる 99 水 当 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	ム更紗人が一	リハピリパレット コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 	岐阜市薮田南二丁目一番一号(岐阜県庁二階業務相談室五平成二十五年二月六日(午前十時から午前十一時まで平成二十五年二月六日(岐阜県知事)古(田年一月二十五日)	(平成六年岐阜県規則第八十二号)第九条の規定に準じて次のとおり公示する。法律第八十八号)第十三条第一項の規定により公開の聴聞を行うので、岐阜県聴聞利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第三十八条第二項及び行政手続法(平成	砂利採取法及び行政手続法による聴聞の実施	番地一名学でんどませんでき	 	丁目一 八时皇界美洲加茂市中部台入	小山七九一岐阜県美濃加茂市下米田町
	務 時 相 ま で 田 至五	次のとおり、項及び行政で、		用予知具施工	寺 貸福介 記 与祖護 別 用 所	活 入 特 創	
	肇	公示する。 ・ 岐阜県聴聞 手続法 (平成		三 三 三 三	平	园 平 三 成 三 意	2.

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

す る。 小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模**

課において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十五年一月二十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通

平成二十五年一月二十五日

建物の名称及び所在地

美濃共同ショッピングセンター

岐阜県知事 古 田

意見の概要 美濃市千畝町二七七六番地一 外

意見なし (届出事項 変更)

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計 の県営土地改良事業の変更についてその概要等を白川村長と協議したいので、同条第六 画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次

岐

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田

白 施 行に係る地区名 Ш 地 X 白 縦 Ш 覧 村 場 役 場 所 同平 縦 成二五 覧 =-:: 期 閰 五五

高山都市計画の図書の縦覧

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定による都市計画の図書

の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田

都市計画の種類及び名称

高山都市計画交通広場

一号 高山駅東口交通広場

縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

高山都市計画の図書の縦覧

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十 の縦覧に供する。 条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田

都市計画の種類及び名称

高山都市計画道路

三・五・二三号 高山駅東口線

縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

関都市計画の図書の縦覧

の縦覧に供する。 法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十 条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

第24	14号	岐	阜県	公 報	平5	戊 25 年 1 月 25 日	(48)
同同西西	同同	至 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	番開	の縦覧に供する。一条第二項の規定の機関に供する。	III.	二 一 岐 縦 関 都 島 警 郷 吉	本
二建二四築一・一	二建 四築 ・第	平号 岐阜県 市 一同 一同 二四 ・ 一	番号及び	に供する。 一項の規定 一番第一種	都市計	岐阜県都市建築部都 縦覧場所 関都市計画用途地域	二十五
同二四・一二・三同西建築第七九号の四	同二四・ハ・二〇同西建築第八二号の二	同二四・一一・二一 同二四・一一・二一 同二四・一十二一 一八 一八 一八 一八 一八 一八 一八	び年月日(変更許可)	たにおいて進 頃の規定によ	関都市計画の図書の縦覧	岐阜県都市建築部都市政 縦覧場所 関都市計画用途地域	平成二十五年一月二十五日
四九九六番一及び四九九六番二不破郡垂井町表佐字東小柳四九九五番、	五番一及び一一七六番一一一七三番一、一一七二番一、一一七四番一、一一七二番一、	九五九番まで	地域の名称開発区域又は工区に含ま	の縦覧に供する。 一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十不称市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同	Y	岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課縦覧場所関都市計画用途地域	岐阜県知事 古
			れ る	に受けたの			田
道 路	る貯水施設 別に供す で開い。 で開い、 では では である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	道 路	種類が設めの	次のとおり公衆次のとおり公衆			肇
同	同	による録簿	域 位置 及び区 公共施設の		∵	= -	
代表取締役 桐 山 善平成興産株式会社不破郡垂井町宮代五一三	代表取締役 井 田 宇岐垣鋼業株式会社	高橋コーポレーション株式会社高橋コーポレーション株式会社高橋コーポレーション株式会社羽島郡笠松町門前町七八番地の一	開発許可を受けた者の住所及び氏名		次の開発行為に関する工事が完了したので、開発行為の工事の完了	 岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課縦覧場所 関都市計画準防火地域 都市計画の種類及び名称	平成二十五年一月二十五日
徳	洋	樹	氏 名			建 設 部	岐
					都市計画法(昭和四十三年法律第百号)	市計画課	岐阜県知事 古田
				肇	(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)		肇

(49)	平成25年1月25日 岐		阜	県	県 公 報			第2414号	
二 事件名 各務原市 起業者の名称	平成二十五年一月二十五日	四年岐阜県収用委員会規則第一号)第七条の規定とおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)岐阜県収用委員会の審理の開始		同四・一・三〇	同飛建築第六七号の同二四・五・一五	同業建築第四六号同飛建築第四六号	同中建築第五五号の二	同一四・一二・七一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	同西建築第八〇号
	会長 毛 利岐阜県収用委員会 - 東 / 東 / 東 / 東 / 東 / 東 / 東 / 東 / 東 / 東	R一号)第七条の規定により公告する。 理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則(昭和 法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、 理の開始				〇外八六筆のうち第一工区下呂市金山町戸部字船野四三五〇番四	○番二の一部○番二の一部○番二の一部○番二の一部○番二の一部○番二の一部○番二の一部○番二の一部○番二の一部○番二の一部○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の○本の一の<td>八番二</td><td>一番一から四三九番三まで及び四四〇番安八郡神戸町大字丈六道字村北四三九</td>	八番二	一番一から四三九番三まで及び四四〇番安八郡神戸町大字丈六道字村北四三九
	哲朗	Æ U			設すの 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別	ち水路・緑地 ・水路・斜地	下水道、公園、	下水道 公園	道路、下水
	 四	 	_			同	同	同	同
(岐阜県告示第五百五十五号) 八〇五頁上段前から四行目中「一二五五の一六四」平成二十四年十二月十四日第二千四百四号(保安林に指定する予定である旨の(原稿誤り)	岐阜県庁 二階 大会議室 性阜市薮田南二丁目一番一号	平成二十五年二月二十一日(木)(午前十時から)(明日)(四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十			代表取締役(臼)・井・・政・・夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	コマドニをまた会士 世界貿易センタービル 東京都港区浜松町二丁目四番一号	代表取締役中 嶋 利 美有限会社 サンワ開発下呂市金山町金山三二五六番地の一	代表取締役中嶋利美有限会社サンリ開発下呂市金山町金山三二五六番地の一	代表取締役 菱 田 大 次 郎 大垣市鶴見町二八三番地一
65四行目中「一二五五の一六四」は、保安林に指定する予定である旨の通知		7一丁目地内から同市鵜沼羽場町六丁目、鵜沼羽							